

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4		府省庁名	財務省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長			
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>適格退職年金制度の廃止期限後も、一定の要件が生じているため、他の企業年金へ移行できない閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護のために税制優遇措置（運用時の特別法人税課税の停止）の延長を要望する。なお、同税については、平成26年3月末まで課税停止措置が講じられている。</p>			
関係条文	<p>地方税法 第23条、第51条、第292条、第314条の4</p> <p>法人税法 第8条、第10条の2、第83条、第84条、第87条、第145条の2、第145条の3、第145条の4、附則第20条</p> <p>租税特別措置法 第68条の4</p>			
減収見込額	[初年度] — ( — )		[平年度] — ( — )	
	[改正増減収額] —		(単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護を図る観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行う必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>企業年金に関する税制の基本は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は特別法人税課税、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除の対象）となっており、特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息分を課税するという原則に基づき、資産額全体に対して、課税される。</p> <p>特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、受給者保護の大きな阻害要因となる。</p> <p>このため、運用時の特別法人税課税を撤廃または課税停止措置の延長を行い、受給者保護を図る必要がある。</p>			
本要望に対応する縮減案	—			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2-1 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築。
	政策の達成目標	受給権保護の観点から、税制優遇措置（運用時の特別法人税課税の停止）を継続することにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置または3年間（平成28年度末まで）の延長。
	同上の期間中の達成目標	受給権保護の観点から、税制優遇措置（運用時の特別法人税課税の停止）を継続することにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。
	政策目標の達成状況	平成23年度末時点で175件794人、平成24年末までに165件746人に適用されており、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用者数は、以下のとおり。  平成23年度末：175件（794人） 平成24年末：165件（746人）（推計） 平成25年末：145件（658人）（推計） 平成26年末：132件（599人）（推計） 平成27年末：118件（537人）（推計） 平成28年末：104件（472人）（推計）  なお、本租税特別措置等は、一定の要件が生じているため平成24年4月以降も存続している閉鎖型適格退職年金契約の全てに適用されるものであることから、制度上、適用が一部に偏ったり、僅少となることはない。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	運用時の税制優遇措置を継続することにより、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	企業年金各制度については、掛金時等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	本措置は、閉鎖型適格年金契約について現在と同様の税制優遇措置を講ずるものであり、上記政策目的の実現手段は当該措置以外には存在しない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本措置は、閉鎖型適格年金契約について現在と同様の税制優遇措置を講ずるものであり、当該措置以外に上記政策目的にかかる他の支援措置や義務付け等は存在しない。
	要望の措置の妥当性	閉鎖型適格退職年金契約者の安定した老後の所得確保を図ることができ、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護が図られる。
	ページ	4—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 23 年度末 : 175 件 (794 人) 平成 24 年末の適用者数 : 165 件 (746 人) (推計)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には、適用実態等に関する情報が無い。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた。 今後も、運用時の税制優遇措置を継続することにより、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>「勤労者の退職後の生活を支える適格退職年金制度の健全な運営を図る」</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時の達成目標は、本租税特別措置等による積立金に対する特別法人税の課税停止措置により、達成されていると考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度において課税停止が延長されている。</p>
<p>ページ</p>	<p>4—3</p>